



山形県公報

令和5年12月1日(金)
第459号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                 |               |       |
|-----------------|---------------|-------|
| ○国土調査の成果の認証     | （農村計画課）       | …1213 |
| ○同              | （同）           | …同    |
| ○同              | （同）           | …1214 |
| ○同              | （同）           | …同    |
| ○同              | （同）           | …同    |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 | （村山総合支庁農村計画課） | …1215 |
| ○保安林内の皆伐面積の限度   | （森林ノミクス推進課）   | …同    |
| ○道路の区域の変更       | （置賜総合支庁建設総務課） | …1216 |
| ○一般国道の供用の開始     | （同）           | …1217 |
| ○開発行為に関する工事の完了  | （村山総合支庁建築課）   | …同    |

## 告 示

### 山形県告示第821号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
山形市
- 調査を行った期間  
令和3年4月1日から令和5年3月3日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
大字十文字の一部
- 認証年月日  
令和5年11月17日

### 山形県告示第822号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
山形市
- 調査を行った期間  
令和3年4月1日から令和5年3月3日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 調査地域

大字下樫沢、西原一丁目及び西原二丁目の各一部

5 認証年月日

令和5年11月17日

**山形県告示第823号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

米沢市

2 調査を行った期間

令和3年3月15日から令和5年3月23日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

米沢市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

古志田町の一部

5 認証年月日

令和5年11月17日

**山形県告示第824号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

鶴岡市

2 調査を行った期間

令和2年5月26日から令和5年3月30日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

鶴岡市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

谷定の一部（20200620301計画区）

5 認証年月日

令和5年11月17日

**山形県告示第825号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

高島町

2 調査を行った期間

令和3年7月3日から令和5年3月27日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

高島町地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字高島の一部（R3地区）

5 認証年月日

令和5年11月17日

**山形県告示第826号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、荒谷土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 監 事      | 奥 山 徳 雄 | 天童市大字荒谷2790番地29 |

**山形県告示第827号**

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|---------|
|                                 | ヘクタール   |
| 日 向 川 水 源 かん 養 保 安 林            | 313.50  |
| 相 沢 川 同                         | 107.82  |
| 田 川 同                           | 496.07  |
| 五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川 同               | 84.62   |
| 鮭 川 同                           | 571.47  |
| 小 国 川 同                         | 335.78  |
| 銅 山 川 ～ 角 川 同                   | 396.92  |
| 北 村 山 同                         | 462.75  |
| 寒 河 江 川 同                       | 173.21  |
| 月 布 川 ～ 朝 日 川 同                 | 106.12  |
| 山 形 同                           | 283.87  |
| 白 川 同                           | 431.67  |
| 荒 川 同                           | 351.41  |
| 置 賜 同                           | 527.86  |
| 前 川 同                           | 19.26   |
| 日 向 川 土 砂 流 出 防 備 保 安 林         | 10.90   |
| 相 沢 川 同                         | 17.20   |
| 田 川 同                           | 324.84  |
| 五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川 同               | 144.00  |
| 鮭 川 同                           | 42.61   |
| 小 国 川 同                         | 41.90   |
| 銅 山 川 ～ 角 川 同                   | 32.40   |
| 北 村 山 同                         | 391.17  |
| 寒 河 江 川 同                       | 59.82   |
| 月 布 川 ～ 朝 日 川 同                 | 41.09   |
| 山 形 同                           | 94.73   |
| 白 川 同                           | 504.52  |
| 荒 川 同                           | 46.63   |
| 置 賜 同                           | 314.32  |
| 前 川 同                           | 45.64   |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 遊 | 佐 | 町 | 飛 | 砂 | 防 | 備 | 保 | 安 | 林 | 23.14 |
| 酒 | 田 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 17.46 |
| 鶴 | 岡 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.82  |
| 遊 | 佐 | 町 | 防 | 風 |   | 保 | 安 | 林 |   | 0.62  |
| 酒 | 田 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.26  |
| 酒 | 田 | 市 | 干 | 害 | 防 | 備 | 保 | 安 | 林 | 8.84  |
| 鶴 | 岡 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 8.10  |
| 庄 | 内 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.02  |
| 戸 | 沢 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 10.86 |
| 舟 | 形 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.64  |
| 鮭 | 川 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.94  |
| 最 | 上 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 11.54 |
| 大 | 蔵 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 2.60  |
| 村 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.08  |
| 東 | 根 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.24  |
| 寒 | 河 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 8.92  |
| 朝 | 日 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.46  |
| 大 | 江 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 13.82 |
| 山 | 形 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 2.82  |
| 天 | 童 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.68  |
| 上 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.22  |
| 米 | 沢 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.52  |
| 小 | 国 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 13.00 |
| 飯 | 豊 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.10  |
| 白 | 鷹 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.12  |
| 高 | 島 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 17.78 |
| 鶴 | 岡 | 市 | 魚 | つ | き | 保 | 安 | 林 |   | 5.34  |
| 鶴 | 岡 | 市 | 保 | 健 |   | 保 | 安 | 林 |   | 0.62  |
| 金 | 山 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.74  |
| 鮭 | 川 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.82  |
| 最 | 上 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.24  |
| 真 | 室 | 川 |   |   |   | 同 |   |   |   | 6.60  |
| 村 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.60  |
| 東 | 根 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 26.86 |
| 尾 | 花 | 沢 |   |   |   | 同 |   |   |   | 7.56  |
| 寒 | 河 | 江 |   |   |   | 同 |   |   |   | 18.14 |
| 大 | 江 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 6.40  |
| 天 | 童 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 16.54 |
| 上 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.76  |

山形県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和5年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|----------------------------------------|------|------------------------|---------------|
| 米沢市窪田町小瀬字沖上874番1から<br>同 東江股字上川原132番1まで | 旧    | 71.2 メートル<br>}<br>28.5 | 1,431<br>メートル |
| 米沢市窪田町東江股字上川原132番1から<br>同 六郷町桐原252番3まで |      | 115.8 メートル<br>}<br>6.0 | 1,433<br>メートル |
| 米沢市窪田町小瀬字沖上874番1から<br>同 六郷町桐原252番3まで   | 新    | 110.0 メートル<br>}<br>6.4 | 2,865<br>メートル |

山形県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和5年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町小瀬字沖上874番1から  
同 六郷町桐原252番3まで
- 3 供用開始の期日 令和5年12月2日

山形県告示第830号

次の開発行為は、完了した。

令和5年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和5年1月30日 指令村総建第337号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
村山市楯岡鶴ヶ町一丁目2014番1、2015番1の一部、2016番1の一部、2016番7、2018番1、2020番の一部、  
2022番1、2316番6、2317番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
村山市楯岡二日町7番21号 株式会社三和技術コンサルタント

令和5年12月1日印刷  
令和5年12月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県